



森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口
事業推進課 経営指導推進係
■問い合わせ先
TEL: 0824-64-2072 Fax: 0824-64-2233

第39回

「東日本大震災についての震災特例法」

平成23年4月27日、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が参院本会議で可決・成立し、即日施行されました。震災特例法では、所得税や法人税、消費税の特例措置のほか、①自動車重量税について被災自動車に係る特例還付や被災自動車の買換えに係る免税、②印紙税について「消費貸借に関する契約書」（金銭借用証書など）や「不動産の譲渡に関する契約書」、「建設工事の請負に関する契約書」の非課税、③登録免許税について震災により被害を受けた建物などを再取得した場合の免除などの特例措置が設けられています。

広島県で酪農を営まれている方々には、直接、関係のない特例法ですが、大きな災害時には特例法が施行されるケースが多く、もしもの時のことを考え、ぜひ知っておいていただきたいと思います。

なお、この法律では、「東日本大震災」を「東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と定義しており、地震や津波などの天災だけでなく、人災である福島第一原子力発電所の事故による被害も特例の対象としています。

1. 申告・納付等の期限延長

岩手、宮城、福島の3県は、東日本大震災が発生した平成23年3月11日以後に到来する申告・納付等の期限が、全ての税目について自動的に延長され、6月30日現在、期日は指定されていません。なお、青森及び茨城の2県についても同様の措置が講じられていましたが、6月3日に期日の指定が行われ、申告・納付等の期限が平成23年7月29日とされました。

申告・納付等の期限が延長されるのは、大震災により本来の期限までに申告・納付等ができなかった場合に限られます。ただし、震災前に申告書が提出済みの

場合であっても、平成22年分の所得税の更正の請求をすることによって以下に説明する所得税の特例の適用を受けることができます。

2. 被災事業用資産の損失、住宅や家財の損害の取扱い

個人事業者は、棚卸資産、事業用資産等について大震災により生じた損失（事業用資産の震災損失）を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。この場合において、平成22年分の所得において純損失が生じた時は、平成21年分から青色申告をしていれば、事業用資産の震災損失も含めて、平成21年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

たとえば、原発事故による避難指示によって搾乳牛が死亡した場合、未償却残高を損失の金額として必要経費に算入することとなります。この場合、納税者の選択により、平成22年分又は平成23年分の農業所得の必要経費とすることができます。

なお、家畜の損失に係る共済金が支給された場合、その家畜に係る損失の金額からその共済金を控除した金額を必要経費に算入します。ただし、原子力損害賠償法の補償は、金額が確定していないため、現時点における確定申告または更正の請求において損失の金額から控除する必要はありません。

また、事業者だけでなく、大震災により住宅や家財などに損害を受けた場合は、①雑損控除、②災害減免法に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で、所得税の軽減又は免除を受けることができます。この場合も平成22年分又は平成23年分のいずれかの年分を選択して、これらの軽減等の措置を受けることができます。

3. 震災損失の繰戻による法人税額の還付

一方、法人の場合には、「震災損失の繰戻による法人税額の還付」の特例によって、地震発生後1年以内に決算を迎える事業年度が赤字となった場合に過去2年間に納めた法人税の還付が受けられます。具体的には、地震当日（平成23年3月11日）から1年間に終了する事業年度（震災欠損事業年度）において「繰戻対象震災損失金額」が生じた場合に、その震災欠損事業年度開始の前日2年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の法人税額のうち繰戻対象震災損失金額に対応する部分の金額について、繰戻し還付を請求することができます。

ここでいう「震災損失金額」とは、棚卸資産や固定資産、繰延資産についての滅失等による損失や原状回復の費用などです。この「震災損失金額」について、震災欠損事業年度の欠損金額の範囲内で繰戻の対象となります。この制度による法人税の還付額は、次の算式により計算します。

（算式）

$$\text{法人税の還付額} = \text{還付所得事業年度の法人税額} \times \frac{\text{繰戻対象震災損失金額}}{\text{還付所得事業年度の所得金額}}$$

「滅失等による損失」とは、東日本大震災により滅失・損壊した資産の除却損や評価損で、取壊しや除去の費用などの付随費用も含まれます。また、「原状回復の費用」とは、被害があった日から1年以内にその資産の原状回復のために支出する修繕費、土砂その他の障害物の除去に要する費用その他これらに類する費用をいいます。

この制度の適用を受けるには、原則として震災欠損事業年度の確定申告書と同時に「還付請求書」を税務署に提出する必要があります。なお、この制度は、確定申告だけでなく、仮決算による中間申告によっても適用を受けることができます。

4. 消費税法の特例

福島第一原子力発電所の事故の影響により生乳の出荷が制限されたことなどによって、被災した酪農家・

法人においては消費税の課税売上高が激減しますが、一方で生乳の生産に要した飼料費などの課税仕入れはあまり減らないため、課税仕入れが課税売上げを上回るケースもあります。このような場合、一般課税による課税事業者であれば、消費税の還付を受けることができます。

しかしながら、消費税の簡易課税制度を選択している場合において簡易課税制度の適用をやめるには、直前の事業年度（課税期間）終了の日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。このように、消費税について課税事業者を選択したり逆にその選択をやめたり、または簡易課税制度の適用を受けたり逆にその適用をやめたりするには、本来、適用を受けようとする課税期間の初日の前日、すなわち、一般には前の事業年度中に届出書を提出しなければなりません。

そこで、震災特例法では、東日本大震災の被災者である個人事業者や法人が、その被害を受けたことによって、被災日を含む課税期間以後の課税期間について課税事業者の選択や簡易課税制度の選択の適用を受けたり逆にやめたりする場合、申告等の期限の延長について別途国税庁告示で定める日（「指定日」）までに届出書を提出することによって提出期限までに提出されたものとみなして、その適用を受けることができることとしています。

5. 見舞金・義援金の取扱い

被災者が、日本赤十字社等が募集する東日本大震災義援金の配分を受けた場合は、所得税法上、非課税となります。また、個人又は法人から見舞金や災害義援金を受け取った場合には、その見舞金等がその受贈者の社会的地位、贈与者との関係などに照らし社会通念上相当と認められるものについては、贈与税及び所得税の課税の対象とはなりません。

一方、個人が義援金等を支出した場合には、日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座への義援金など一定のものであるときは、「特定寄附金」に該当し、寄附金控除の対象となります。また、法人が支出した場合には、同様に「指定寄附金」に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。